



答 申 書

令和2年度
綾川町特別職報酬等審議会

令和3年3月1日

綾川町長 前田 武俊 殿

綾川町特別職報酬等審議会
会長 宮本 勝利
(公印省略)

答 申 書

令和3年2月18日、貴職より諮問のあった町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について、慎重審議の結果、次のとおり答申いたします。

1 町長、副町長及び教育長の給料の月額

区分	現行の給料額	答申内容
町長	809,000円	据置き
副町長	590,000円	据置き
教育長	536,000円	据置き

2 議長、副議長及び議員の報酬の月額

区分	現行の給料額	答申内容
議長	371,000円	据置き
副議長	322,000円	据置き
議員	302,000円	据置き

3 審議経過

令和3年2月18日、本審議会は、町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について、町長から諮問を受けた。

審議会では、県内各市町や類似団体の状況、人事院勧告の状況、一般職の給与の状況の資料などにに基づき、慎重に審議を行った。

現在、猛威を振るっている新型コロナウイルスは社会経済に甚大なる影響をもたらし、未曾有の「災害」に匹敵する事態となっている。町内の民間事業者や労働者の中には、新型コロナウイルスの影響により所得が減少し、苦境を強いられているという状況もあるため、この、コロナ禍が、本町の財政状況に対して短期及び長期的にどの程度影響するのかは不透明である。町の財政においては、現在は安定しているものの、今後は町税の減収等により大変厳しいものとなることが予想される。現在の町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額については、県内市町との比較においても、おおむね平均値に近い金額となっていること、また類似団体の金額と比較しても、同等の水準となっていることなどにより、当審議会としては、以下の結論となった。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額

新型コロナウイルス感染症の影響により、特別職の業務や職責も増加していることから、引上げることも考えられるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民感情を考慮すると引上げることは適当ではない。今後の新型コロナウイルスの影響も見通せないことから、町長、副町長及び教育長の給料の額は「据置き」とする。

(2) 議長、副議長及び議員の報酬の額

議長、副議長及び議員の報酬の額については、現在、県内の町平均水準に達しており、今後の新型コロナウイルスの影響も見通せないことから議長、副議長及び議員の報酬の額は「据置き」とする。

4 おわりに

町の特別職として町政を預かる町長、副町長及び教育長や、町民の代表であり、行政をチェックする立場にある議長、副議長及び議員の果たすべき役割、職責は極めて重大である。

今回の新型コロナウイルスへの対応でも明らかとなったように、町の行政運営を担う町長の職責は大変重く、町の最高責任者としての高度な判断と強い統率力が要求される。また、それを補佐する、副町長や教育長も同様と考える。

町長等の給料水準は、その重責から考えれば決して高くないという考えは今回の審議会の中で確認された。

また、議員においても、コロナ禍における住民の声を把握し、平常時以上に活動することが望まれる中で、議員活動に支障が出ないような報酬水準を確保し、より優秀な人材確保の面からも報酬については「据置き」と言う結論に至った。

なお、議員定数が適正であるかとの意見もありましたが、当審議会は、報酬額等が職責に見合っているか否かを審議するものである。この意見についての言及は避けるが、議会における人件費全体として考えると全く無関係でないため、今後しかるべき場所での審議をお願いしたい。

今後は、双方の職責を全うして町民の生活の安全安心を守り、感染症対策と経済対策を両立させ、町の発展のために慎重な行政運営をし、町民の負託と期待に応えていくことを切望する。

綾川町特別職報酬等審議会委員

職 名	氏 名
会長	宮本 勝利
会長職務代理	碓石 眞己
委員	宮脇 義文
委員	射場 洋
委員	宮崎 絹代
委員	片山 美子
委員	由良 泰博
委員	三谷 朋幹